警戒船業務 管理講習会 詳細語

第五管区海上保安本部交通部航行安全課

海上交通安全法、港則法に基づく許可や届出にかかる海上工事・作業等に際して、一般船舶及び 工事用船舶等の航行安全を確保するために警戒船が配備されることがあります。

この警戒船の専従警戒要員や警戒業務管理者として従事する方の講習会を次のとおり開催しま すのでお知らせします。

講習修了者には、第五管区海上保安本部交通部長から受講証明書が発行されます。 本証明は、全国の海上工事・作業の警戒船業務を対象としています。

- ※本講習会の受講にあたりましては、下記の新型コロナウイルス感染症対策にご理解、ご協力を お願いいたします。
- (1) 常時マスクを着用してください。
- (2) 受付時に体温測定及び手指の消毒を行います。
- (3) 受講者同士での大声の会話は控えてください。 (座席は他の受講者と間隔(目安:1~2メートル)を空けて使用して下さい。)
- (4) 万が一感染が発生した場合に備え、事前に受講者名簿を神戸海洋博物館へ提出します。 (申込用紙に記載して頂いた住所、氏名等を提出します。)
- (5) 講習当日から過去2週間以内に体調不良のあった方は、受講を控えていただきますよう お願いいたします。
- 1 講習日 令和3年6月25日(金)
- 2 講習会場

〒650-0042 神戸市中央区波止場町2-2 神戸海洋博物館 講堂 ※「10 会場案内図」参照

- 3 講習種類
- (1)業務講習(専従警戒要員になろうとする方)
- (2)管理講習(業務講習を受講済みの方で、警戒業務管理者になろうとする方)
- 4 講習時間
- (1) 業務と管理の両講習を受講する方 ⇒ 13:30 ~ 17:00
- (2)業務講習のみを受講する方 \Rightarrow 13:30 \sim 15:50
- (3)管理講習のみを受講する方 \Rightarrow 14:30 \sim 17:00
 - ※講習開始後の入室は原則として認めません。時間に余裕をもってご来場下さい。
- 5 受講料

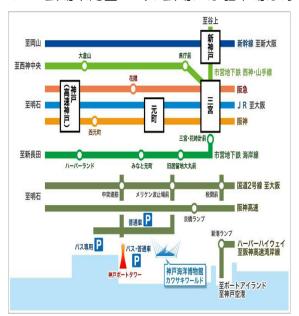
無料

6 お問合せ先 第五管区海上保安本部 交通部航行安全課 電話 078-391-6551

7 持参するもの

- (1) 令和3年1月20日分の講習受付書
- (2) 小型船舶操縦免許証、運転免許証など(写真により本人であることが確認できるもの)
- (3) 筆記用具(筆記用具、ノート等)
- 8 当日の入場受付 受付時間 12:30~13:15 (管理講習のみ受講の方は、14:00~14:20)
- 9 受講証明書の交付 講習会終了後に講習受付書と引換えに交付します。

10 会場案内図 (※会場には駐車場はありません。)





会場案内図出典:神戸海洋博物館ホームページ

